

新しい米(水田農業)戦略(平成25年～)の基本方向

新たな「三重の米(水田農業)」戦略(平成16年3月作成)の検証

方策	○消費者の安全・安心ニーズに対応する「人と自然にやさしい生産方式」の拡大	○多様な需要に対応した流通販売の展開	○集団化された水田を意欲ある担い手が担う水田農業構造の実現	○地域特性と需要に応じた米・麦・大豆等の計画的生産	○地域特性を生かした中山間地域水田農業の活性化
成果	・人と自然にやさしい生産技術が普及・定着が進展 種子更新率 58%(H14)→84%(H23) 温湯種子消毒普及率 0%(H14)→45%(H22) 米で三重の安心食材取組生産者数 0件(H14)→132件(H24.7)	・担い手が直接販売を経営の一部に組み入れ、JAは直売が拡大。 ・需要に応じた新品種の開発 2品種が育成 酒米品種「神の穂」 うるち品種「三重23号」	・三重県型集落営農の推進により、担い手の確保及び土地利用調整のルールづくりが着実に進展 認定農業者数 555経営体(H14)→1,129経営体(H23) 三重県型集落営農 361集落(H14)→404集落(H23) 意欲ある経営体の農用地シェア 18.7%(H14)→32.6%(H22)	・米の需給調整に応じた計画生産が進展 ・麦・大豆の需要と生産面積拡大 麦面積 5,620ha(H14)→6,310ha(H23) 大豆面積 2,200ha(H14)→4,220ha(H23) WCS 15ha(H14)→164ha(H23・6地区) 飼料用米 0ha(H14)→414ha(H23)	・「そば」「なたね」「マコモ」等地域に応じた作物が振興 ・農地・水・環境保全向上対策事業が進展 取組集落 0集落→424集落(H23:平場含む)

残された課題

- ①米の品質向上対策の強化、消費者等に認められる付加価値を持ったブランド米の確立
 - 安全・安心に加え消費者等に認められる付加価値を持つ米の生産
 - 県産米の戦略的マーケット展開によるブランド形成 ○米の品質向上対策の強化
- ②水田の有効活用による、麦・大豆等戦略作物のさらなる面積拡大と生産性向上
 - 実需者ニーズに応えられる麦・大豆の面積拡大と生産性向上
 - 水田の有効活用による戦略作物の推進
- ③地域の実情や個性に応じた水田農業の取組地域の拡大、地域住民や消費者の農業への理解度向上
 - 担い手の確保・充実 ○水田の多面的機能の維持及び理解促進

現在の取組

- 生産者から関係機関が一体となった県産米のブランド確立に向けた取組
- 米品質向上のための新品種の導入の取組
- 麦の県内フードチェーンにおける生産から実需まで連携した取組
- 需要に応じた麦・大豆の生産性向上の取組
- 担い手の確保、経営安定のための法人化、6次産業化等の取組
- 獣害対策の実施による生産性向上の取組

残された課題への対応と現在の取組展開により
本県の米(水田農業)を発展させるための指針として新しい戦略を策定

新しい米(水田農業)戦略の基本的な考え方

戦略コンセプト

～米(水田農業)を核とした「もうかる水田農業」の実現～

「作る(水田農業)」から「売れる(水田農業)」さらに「もうかる(水田農業)」への取組を促進することにより、農業生産を行う経営体の発展と、農村の活力向上に寄与する「米づくり(水田農業)」を目指します

3つの視点

1 高品質・高付加価値の米・麦・大豆等の水田作物づくり

2 多様なニーズに応えられる生産体制づくり

3 多様な連携等による収益力向上

4つの方策と主要な取組

① 水田活用作物のマーケットインベーションの推進

- 地域を巻き込んだ販売戦略の展開
- 戦略的な販売戦略の構築・実践によるブランド形成
- 農商工連携・6次産業化の推進 等

② 多様な地域特性に応じた米の生産体制の確立

- 消費者に認められる米の高品質米の生産支援
- 付加価値を持った米生産の体制づくり
- 地域特性に合わせた米品種の導入 等

③ 生産現場及び需要に応じた麦・大豆等戦略作物の生産性向上

- 需要に応じた麦・大豆の生産量の確保と品質の向上
- 新規需要米等の作付推進
- そば・なたね等地域に即した作物の生産振興
- 地域・担い手の経営に沿った作付体系の推進 等

④ 安全・安心な水田作物の持続的供給

- 主要農作物種子の安定供給体制の整備
- 三重県型GAPの推進
- 獣害に強い水田農業の推進
- 多様な担い手の育成及び法人化の推進
- 三重県型集落営農の推進
- 水田に関わる基盤整備の推進
- 水田の持つ多面的機能の維持増進 等

1 現在の全頭検査事業の内容及び実績

(1) 県内産肉用牛の全頭検査事業は、県が実施主体となり、三重県畜産協会への事業委託を通して、以下の業務を実施しています。

- ① 四日市及び松阪の公社における検査業務等
- ② 県の検査済証の発行(農林水産部長名で発行)
- ③ 県のHPにおける検査結果の掲載データの取りまとめと提供
- ④ 県外と畜分の検査補助金の取りまとめと補助金の交付

(2) これまでの検査結果

平成24年10月末までに、県内出荷分11,317頭及び県外出荷分1,677頭の合計12,994頭の検査を実施しました。
検査結果については、すべて基準値(平成24年8月22日までは500ベクレル/kg、それ以降は100ベクレル/kg)以下となっています。

2 全頭検査の事業スキーム見直しの検討内容(平成25年度から適用)

(1) 県の検査済証の発行の廃止

全頭検査の開始以降、放射性物質検査を受けている公的証明として県の農林水産部長名の検査済証明書が発行を行っているところですが、現在では、四日市及び松阪の公社が発行する検査結果通知書で検査の証明が十分なされていると考えられ、県の検査済証明書の必要性は低下していると思われることから、その発行を廃止したいと考えています。

(2) 県HPにおける検査結果の掲載の廃止

全頭検査の検査結果については、県のHP上で公表(基準値以下と記載)していますが、県民の県内産牛肉の安全性に対する理解が進んでいると思われることから、県のHP上での公表を廃止したいと考えています。

(3) 県外と畜分の検査補助金の廃止

東京芝浦など他都県での全頭検査が定着してきたことから、県外と畜場へ出荷されている県内産肉用牛の検査補助金(1頭当たり2万円上限)を廃止したいと考えています。ただし、奈良、和歌山のと畜場では、現在でも放射性物質検査を実施していないことから、これらのと畜場へ出荷されている肉用牛については、必要に応じて検査する検体を四日市公社に送付していただき、同公社で検査を行うことで対応したいと考えています。

(4) 事業委託先の変更

上記業務の廃止に伴い、事業の委託先を三重県畜産協会から松阪・四日市の両公社に変更したいと考えています。(両公社に対する検査委託とします。)

(5) 経費の節減

以上の見直しにより、経費削減を行います。(H24年度当初予算額:84,091千円 → H25年度当初予算要求額:22,000千円)

全頭検査の経費削減の概要

項目	平成24年度		減額	経費削減の内容
	予算額	平成25年度 予算要求額		
(1) 検査実施に係る経費(両公社)	34,548	18,785	▲15,763	検査員人件費、検査所要経費の精査
(2) 検査事務にかかる経費(畜産協会)	15,154	0	▲15,154	県外と畜分検査補助金、県の検査済証明書発行、県のHPにおける検査結果データとりまとめの事務費不要
(3) 県外と畜分検査経費補助金	30,000	0	▲30,000	県外と畜分の検査補助金廃止
(4) 県事務費等	4,389	3,215	▲1,174	
計	84,091	22,000	▲62,091	

別添3-1

農林水産被害金額

(千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被害額 計	518,543	475,491	429,480	587,368	713,810	780,500	751,067	820,885
農業				374,287	431,385	464,133	473,042	496,886
イノシシ				146,899	126,452	145,947	194,241	184,102
ニホンジカ				88,578	122,883	142,406	122,421	134,836
ニホンザル				119,341	150,346	140,139	120,898	144,302
その他				19,469	31,704	35,641	35,482	33,646
林業				171,001	238,985	219,937	266,475	284,430
水産業				42,080	43,440	96,430	11,550	39,569

野生獣の捕獲数

(頭)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
捕獲数 計	12,563	11,331	13,339	15,230	19,005	19,477	27,865	25,673
狩猟	9,765	8,842	10,011	10,930	12,283	11,173	16,317	15,398
有害	2,798	2,489	3,328	4,300	6,722	8,304	11,548	10,275
イノシシ計	6,201	5,111	5,978	6,291	8,262	7,434	11,119	9,735
狩猟	5,142	4,077	4,720	4,768	5,722	4,952	7,165	6,633
有害	1,059	1,034	1,258	1,523	2,540	2,482	3,954	3,102
ニホンジカ計	5,502	5,730	6,471	7,979	9,662	10,979	15,393	14,790
狩猟	4,623	4,765	5,291	6,162	6,561	6,221	9,152	8,765
有害	879	965	1,180	1,817	3,101	4,758	6,241	6,025
ニホンザル計	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148
狩猟	—	—	—	—	—	—	—	—
有害	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148

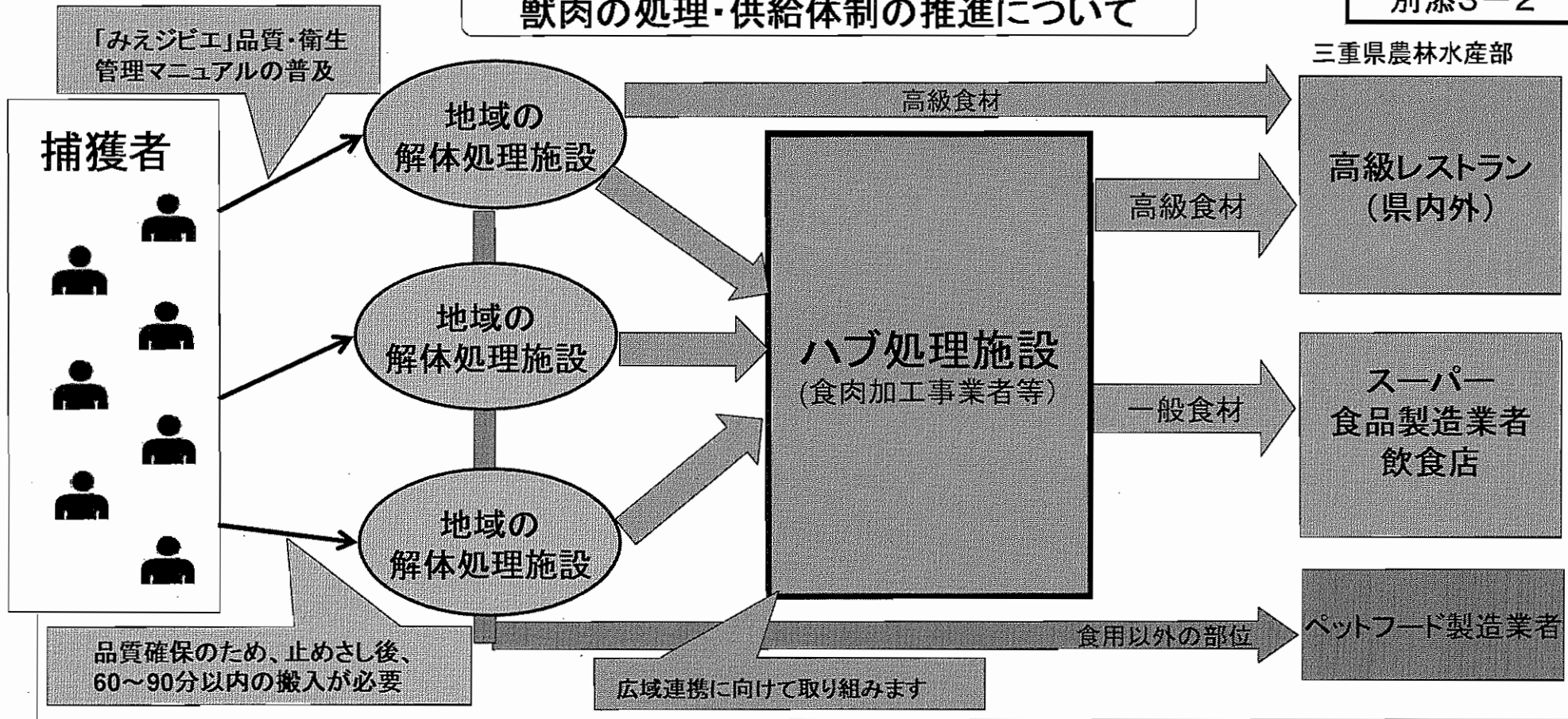
ニホンジカの推定生息数

(頭)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
推定生息数	39,601	106,403	80,014	71,803	97,882	63,355	51,803	113,112

獣肉の処理・供給体制の推進について

別添3-2

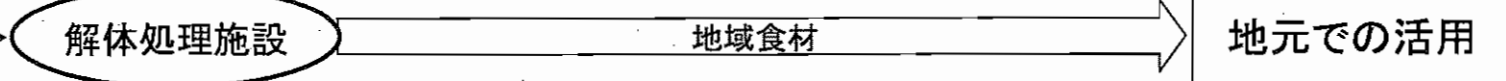


地域の解体処理施設

- 基本的な考え方
- みえ県民カビジョンのH27の目標である年間利活用頭数1,600頭を目指して次のとおり整備等に取り組みます
- ①既存施設10か所⇒レベルアップ
- ②新規の施設整備(24年度:2か所)

県による財政支援等

- 解体処理施設整備等への支援
- 「みえフードイノベーション」による新商品開発
- 有害捕獲活動への支援
- 捕獲・解体技術向上への支援



「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル」の概要について

1 目的

このマニュアルは、三重県で捕獲した野生のイノシシやシカをより衛生的に処理し、安全・安心で良質な「みえジビエ」として流通・販売されることを目的とする。

食品衛生法等の関係法令に定められた事項の他に、衛生管理や品質向上に必要な捕獲や解体の方法、関係する設備・機具の設置に関すること、リスク管理などに必要な基準等を示している。

2 捕獲者の衛生管理・品質管理

捕獲から解体処理施設へ引き渡すまでの適切な捕獲、異常の発見、血抜きや運搬における食肉の安全・安心の確保に配慮した取扱を明記した。

なお、次の個体は、取り扱わないものとする。

- ・銃による捕獲で腹部に被弾した個体や散弾で狙撃された個体
- ・脱毛、化のう又はただれなど異常な外見の個体
- ・と殺後（放血時間を含む）、4月から10月においては、60分以内、11月から3月までは、90分以内に解体処理場（冷暗所）又は冷凍施設に搬入できない個体
- ・ダニ等を駆除するために、捕獲後、殺虫剤等を使用した個体など

3 解体処理施設の衛生管理・品質確保

食品として流通させるには、「食品衛生法」に基づく食肉処理業の営業許可を取得した施設で解体処理を行うことが必要である。

解体処理施設の受入から食肉として出荷するまでの適切な解体処理や保管等における食肉の安全・安心の確保に配慮した取扱を次のとおり明記した。

- ・「食品衛生の措置基準等に関する条例」で定める施設の基準に適合
- ・と体の懸吊又は専用作業台での処置やナイフその他の器具は、83℃以上の温湯又は次亜塩素酸ナトリウムなどによる確実な消毒
- ・消化管内容物による汚染を防ぐため、食道、気管及び直腸の結さつ
- ・解体作業と加工作業とは、区画をわけること
- ・エンドユーザに届くまでに、異物混入や肉の状態について複数回の目視により確認
- ・原則、出荷までの間に金属探知機による鉛玉等の混入検査（ただし、出荷先が了承している場合は除く）
- ・と体・食肉の4℃以下の適切な温度管理など

4 その他

- ・と体解体時の確認記録表等を3ヶ年以上保管
- ・食中毒等の健康被害防止するための加熱調理及び調理器具の洗浄の徹底
- ・非加熱状態での肉の摂食・提供、また、加熱後であっても、肉以外の部位（脳・内臓）の摂食・提供の禁止

7. みえ緑と森のきずな税（仮称）について

みえ緑と森のきずな税（仮称）の用途について

導入案における用途案

基本方針Ⅰ 災害に強い森林づくり	対 策	実施 主体	内 容
	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	県	① 土砂を流さない森林をつくるとともに、伐採木を搬出して流木の発生を抑制する。 ② 森林内の防災施設に堆積した不安定土砂や流木を撤去し、施設の機能を強化する。
	2. 暮らしに身近な森林づくり	市町	① 里山や竹林の再生 ② 人家裏や通学路沿いの森林整備 ③ 水源林など特に重要な森林の公有林化 ④ 海岸林の整備 など 暮らしに身近な森林について地域の実情に応じた対策

基本方針Ⅱ 緑・森・人の絆づくり	対 策	実施 主体	内 容
	3. 森を育む人づくり	市町	① 小中学校における森林環境教育 ② 小中学校の机・イス・教室内装の木質化 ③ 都市住民が森林と触れ合う機会の創出 ④ 森林ボランティアの活動支援 など 森林と住民とをつなぐ取組
		県	⑤ 森林環境教育の指導者や、新たに森林づくりを支える技術者の育成
	4. 木の薫る空間づくり	市町	① 木造仮設住宅キットの備蓄 ② 公共性の高い建物や街並みの木造・木質化 ③ テップやペレット等木材のエネルギー等利用促進 など 木と住民が触れ合う取組
		県	④ 「1. 土砂や流木を出さない森林づくり」で搬出した伐採木のエネルギー等への有効利用
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	市町	① 地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動支援 ② 緑地整備による緑と潤いの空間の創出 ③ 漁民等による森づくり活動など 水や緑を守る住民提案事業 など
		県	④ 地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動と回収処理等

県議会及びパブリックコメントの意見反映後の用途案

基本方針Ⅰ 災害に強い森林づくり	対 策	実施 主体	内 容
	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	県	① 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定する崩壊土砂流出危険地区において、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 県が指定する崩壊土砂流出危険地区において設置している治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。
		市町	① 荒廃した里山や竹林の再生 ② 集落周辺の森林整備（人家裏や通学路沿いの森林整備） ③ 水源林等の公有林化 ④ 海岸林の整備 など 暮らしに身近な森林について地域の実情に応じた対策

基本方針Ⅱ 緑・森・人の絆づくり	対 策	実施 主体	内 容
	3. 森を育む人づくり	市町	① 小学校における森林環境教育の実施 ② 県産材を活用した学習机・椅子の小中学校等への配布 ③ 都市住民が森林と触れ合う機会の創出 ④ 森林ボランティアの活動支援 など 森林と住民とをつなぐ取組
		県	⑤ 森林環境教育推進体制整備・森林づくり技術者の育成
	4. 木の薫る空間づくり	市町	① 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄 ② 公共建築物等の県産材による木造・木質化 ③ 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 など 木と住民が触れ合う取組
		県	④ 公共施設への木質ペレットの供給
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	市町	① 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 ② 公園や校庭等の緑化（芝生化や植栽） ③ 漁民等による森づくり活動 ④ 森林総合利用のための歩道等の整備 など 水や緑を守る住民提案事業
		県	⑤ 住民活動と連携した流木等の回収

※ 下線部は、県議会及びパブリックコメントの意見を受けて追記した箇所

※ 破線部は、県議会及びパブリックコメントの意見に対して対応済又は事業運用で対応可能な箇所

県議会からいただいた使途に関するご意見と対応案（1/2）

別添4-2

番号	意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
		既存 事業	税収 事業		
1	間伐材を等高線に沿って設置することにより土砂流出を抑制する事業の実施	△	○	記述を追加する	「崩壊土砂流出危険地区の森林整備」では、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。 伐採木は搬出を原則としますが、土砂流出防止の観点から現地状況に応じて必要と判断される場合は、流木化しないよう配慮した上で伐採した木材を土砂止めとして有効活用します。 【対応箇所：Ⅰ-1-①】 ※既存の保安林整備事業の一部では、間伐材を土砂止めとして設置する手法を採用しています。
2	木材利用の取組については、対象木材を県産材等に特定すること	△	○	記述を追加する	市町が公共建物の木造・木質化を図る際には、県産木材の優先使用を働きかけます。 【対応箇所：Ⅱ-3-②、Ⅱ-4-①、②】 ※公共建築物等木材利用方針を策定した市町では、原則として県産材を優先使用することとなっています。
3	山の荒廃に起因する被害への対策の実施	△	○	対応済み	新たな税収事業では、土砂や流木を出さない森林づくりを進めることとしており、これによって下流への被害低減を図ります。 また、下流域については、海岸漂着流木等の回収活動支援や漁民等による森づくり活動の支援などに取り組みます。 【対応箇所：Ⅱ-5-①、③、⑤】 ※海岸清掃については、清掃活動のための資材（ゴミ袋、軍手など）の現物支給する事業がありますが小規模となっています。
4	校庭等の芝生化や屋上緑化など都市部の緑化への支援	×	○	記述を追加する	「地域の身近な水や緑の環境づくり」において、学校校庭の芝生化を想定して積算根拠としており、例示を加えます。 【対応箇所：Ⅱ-5-②】
5	防災よりも街場において森林との繋がりを生み出すこと	△	○	対応済み	導入案においては、基本方針1「災害に強い森林づくり」とともに、森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進めるため、基本方針2「緑・森・人の絆づくり」を提案しています。予算配分においても、両方針のバランスに配慮して配分したところです。
6	国の住宅エコポイントのような新たな事業の検討	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、国の制度の活用を考えております。
7	県産材を活用した木造住宅建築への不動産取得税に見合った補助金等の検討	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、国の制度の活用を考えております。
8	野生動物による森林被害の防止対策の実施（森林整備、緩衝帯の設置など）	△	○	事業運用で対応	森林と田畑との境界における緩衝林の整備は「荒廃した里山や竹林の再生」の中で、市町による実施が可能です。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】 ※野生動物の生息環境を創出するための森林整備について、県事業でモデル的に実施しています。

県議会からいただいた使途に関するご意見と対応案（2/2）

番号	意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
		既存 事業	税収 事業		
9	里山や竹林の再生については、里山を新しく作ることも含まれるのか。	×	○	事業運用で対応	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えています。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】
10	民間の所有する山林の手当はどうするのか。	○	×	他事業で対応	民間所有であって、経営可能な山林については既存事業での支援を行っています。 既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
11	林業従事者の高齢化対策は含まれるのか。	○	×	他事業で対応	担い手対策については、既存事業で取り組んでまいります。なお、新たな税収事業では森林環境教育や森林づくり活動の技術支援などを進めていくこととしており、長期的に見れば、この取組が担い手対策にもつながるものと期待しています。
12	森林の公有林化は市町で行うべきではないか。	×	○	対応済み	「水源林等の公有林化」の中で市町による実施が可能と考えています。 【対応箇所：Ⅰ-2-③】
13	搬出した流木はバイオマスエネルギーとして使うべき。	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」の事業で搬出した伐採木等で利用可能なものを木質ペレット化して公共施設に供給し、エネルギーとして有効活用することを考えています。 【対応箇所：Ⅱ-4-④】

パブリックコメントで提出された使途に関する意見と対応案

別添4-3

番号	意見数	パブリックコメント 提出意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
			既存 事業	税収 事業		
1	14	山崩れしないように放置林や奥地林における切り捨て間伐への支援を行い、森林の適正な整備を実施していく。(同様の意見 ほか13件)	○	△	引き続き検討	切り捨て間伐については、森林環境創造事業等の既存事業でも実施しているところ。既存事業で採択されないような森林であって、防災・減災の観点から整備が必要な森林については、市町交付金事業での実施が可能かどうか、引き続いて市町と協議しながら検討してまいります。
2	12	小中学校において、森林環境教育を進め、森林の大切さを子供達に伝える。子供達のために税を使って欲しい。(同様の意見 ほか11件)	△	○	対応済み	森林環境教育の推進は、導入案において提案しているところ。県による小学校における森林環境教育の支援は小規模にとどまっていますが、市町交付金事業によって全ての市町での実施が可能となります。 【対応箇所：Ⅱ-3-①】
3	7	森林を整備する際に森林所有者が不明であれば、整備の着手が遅れたり整備ができないことがあるため、地籍調査等で山林境界の明確化を行う。(同様の意見 ほか6件)	×	×	対応不可	災害に強い森林づくりが目的のため、山林境界明確化を目的とした事業は実施しません。なお、森林整備事業実施箇所では所有者を特定する必要があることから、当該箇所については山林境界の明確化が可能です。
4	6	伐採跡地の放置は、森林の持つ公益的機能を損なうばかりでなく山腹崩壊など大きな災害を引きおこす危険性がある。集落の上流など特に被害が予想される山林への植栽を行う。(同様の意見 ほか5件)	○	△	引き続き検討	伐採跡地への植林等については既存事業との整理が必要となります。伐採跡地が水源地等特に重要な森林の場合は、市町で公有林化して、公的に管理することも可能と考えますが、引き続いて市町と協議しながら検討してまいります。
5	6	農業大学校への林業科増設、三重県方式の林業技術の伝達・林業技術者の養成・森林所有者へのセミナー等を実施できる森林塾の開催、地域の高校新卒者を対象とした技術者養成など、担い手を育成する。(同様の意見 ほか5件)	×	×	他事業で対応	担い手対策については、既存事業で取り組んでまいります。なお、新たな税収事業では森林環境教育や森林づくり活動の技術支援などを進めていくこととしており、長期的に見れば、この取組が担い手対策にもつながるものと期待しています。
6	5	災害時の倒木や谷に溜まった流木は二次災害の原因となるため、それらを除去する。(同様の意見 ほか4件)	×	○	対応済み	森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去については、導入案で提案しているところ。【対応箇所：Ⅰ-1-②】
7	4	公共施設や公共性の高い民間施設での木材利用促進を支援し、木材資源の利用を拡大する。(同様の意見 ほか3件)	△	○	対応済み	公共施設等への木材利用促進については、導入案で提案しているところ。なお、県独自の支援事業は無く、また、国事業については採択基準が厳しく、予算規模も少ない状況です。 【対応箇所：Ⅱ-4-②】
8	4	幼い世代から自然木にふれ、木製品のすばらしさを認識できるように、保育園・幼稚園や小中学校への木製機・イスを導入する。教育現場での木育促進。(同様の意見 ほか3件)	×	○	対応済み	小中学校への木製机・椅子の導入については、導入案において提案しているところ。小中学校のみならず、幼稚園・保育園も対象とすることは可能です。 【対応箇所：Ⅱ-3-②】
9	3	保安林のほとんどは流域の最深部に位置し地理的条件は悪いので間伐など保育が必要であるが整備が行き届いていない。山林災害防止のため、保安林整備事業や森林環境創造事業を拡充する。(同様の意見 ほか2件)	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
10	3	山の崩落しそうなところをパッチ状に伐採して、広葉樹を植える。(同様の意見 ほか2件)	×	△	引き続き検討	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、渓流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・撤出し、将来的に広葉樹林化させることを想定しています。土砂を流さない森林づくりを進める中で、生育不良な人工林をパッチ状に伐採して広葉樹林化する手法が有効かどうか引き続き検討していきます。
11	3	荒廃した里山や竹林の整備を行い、森林の持つ多面的機能を回復させる。(同様の意見 ほか2件)	△	○	対応済み	荒廃した里山や竹林の再生については、導入案において提案しているところ。県の取組は里山活動団体の支援など小規模にとどまっています。市町交付金事業として取り組むことで市町が実施主体となって新たな対策が可能です。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】
12	3	県産木材を使用した住宅への支援を行う。(同様の意見 ほか2件)	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、県では国の制度を活用したいと考えています。
13	3	森林や緑にふれあったり林業を体験したりする、県民が森林に興味を持つきっかけとなるようなイベントを開催する。(同様の意見 ほか2件)	△	○	対応済み	都市住民が森林と触れ合う機会の創出については、導入案において提案しているところ。県では、森林の講座や森林フェアなど都市部において森林と触れ合う機会の提供を行っていますが小規模にとどまっています。市町交付金事業として取り組むことで市町が実施主体となって新たな対策が可能です。 【対応箇所：Ⅱ-3-③】
14	3	小中学校の先生、森林組合職員、ボランティア活動者等を対象とした研修制度、資格認定制度を創設するなど、正しい知識・技術を伝えられる森林づくり指導者を育成する。(同様の意見 ほか2件)	△	○	対応済み	森林環境教育の推進は、導入案において提案しているところ。指導者の育成は、県で実施していますが、実践力の向上が必要となっており、一定水準の知識・技術・指導力を習得した技術者の育成を新たに行います。 【対応箇所：Ⅱ-3-⑤】
15	2	防災施設に堆積している流木や土砂の撤去及び機能強化を行う。(同様の意見 ほか1件)	×	○	対応済み	森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去については、導入案で提案しているところ。【対応箇所：Ⅰ-1-②】

番号	意見数	パブリックコメント 提出意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
			既存 事業	税収 事業		
16	2	伐採木を搬出して流木を抑制する。(同様の意見 ほか1件)	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。 【対応箇所：Ⅰ-1-①】
17	2	河川沿いの人工林を伐採し、広葉樹等の保水力の高く山崩れの起こりにくい樹種を植林する。(同様の意見 ほか1件)	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、溪流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。 【対応箇所：Ⅰ-1-①】
18	2	捕獲用ネットの設置、銃等による処分により、鹿などの獣害をもたらず動物を駆除する。(同様の意見 ほか1件)	○	×	他事業で対応	有害鳥獣駆除は、既存事業で取り組んでいます。被害状況に応じて対策を強化するなど、引き続きその財源確保に努めてまいります。
19	2	農作物に被害をもたらず鹿、猿、猪等野生鳥獣が里に下りることなく山で暮らせるよう生息環境を整えて、野生生物との共存を図る。(同様の意見 ほか1件)	△	○	事業運用で対応	森林と田畑との境界における緩衝林の整備は「荒廃した里山や竹林の再生」の中で、市町による実施が可能です。野生動物の生息環境を創出するための森林整備について、県事業でモデル的に実施しています。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】
20	2	獣害が地域の衰退に繋がり、地域の衰退が農業や林業を衰退させるため、獣害被害への対策を行う。(同様の意見 ほか1件)	○	×	他事業で対応	獣害対策については既存事業で取り組んでいます。既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
21	1	全額公費により、未整備林の間伐を行う。	○	×	他事業で対応	森林環境創造事業等の既存事業での対応が可能です。
22	1	全ての市町において、崩壊しそうな森林の調査を行う。	×	△	引き続き検討	災害に強い森林づくりを進める上で必要な調査の実施について、市町とも協議しながら引き続き検討していきます。
23	1	森林経営計画団地内の間伐材の搬出促進のため、ウィンチ作業等の架線集材を併用した場合に支援をする。	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
24	1	搬出間伐の基である「森林作業道開設」に伴う支援強化。	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
25	1	林道の整備	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
26	1	コナラなどの有用広葉樹を植栽し、持続的に利用できる森林を身近につくる。	×	○	事業運用で対応	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えます。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】
27	1	所有者への手入れの呼びかけをするなど、不在村所有者森林の対策をする。	○	×	他事業で対応	現在、全ての森林所有者にダイレクトメールを送付して森林整備を呼びかけております。新たな税収事業を実施する際には、事業実施箇所の森林所有者を特定する必要があります。この中で、不在村所有者への呼びかけを行ってまいります。
28	1	森林放棄希望者の森林の公有林化を進める。	×	△	引き続き検討	放棄希望者の森林が水源地等特に重要な森林の場合は、市町で公有林化して、公的に管理することも可能と考えますが、引き続き市町と協議しながら検討してまいります。
29	1	台風などで人家裏の立木が倒れる危険があるため、伐採する事業へ支援する。	×	○	対応済み	人家裏や通学路沿いの危険木の除去については、導入案において提案しているところです。 【対応箇所：Ⅰ-2-②】
30	1	県産材利用の製品購入者に対してエコポイントを支給する。	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、県では国の制度を活用したいと考えています。
31	1	オフィスにおける木材利用を支援する。	×	○	事業運用で対応	民間の施設であっても不特定多数の県民が利用する空間については、木造・木質化する際に支援対象とすることは可能と考えます。 【対応箇所：Ⅱ-4-②】
32	1	公共工事における、木材利用を推進する。	○	×	他事業で対応	県の公共工事において間伐材を始め木材の利用を推進しているところであり、引き続き利用に努めてまいります。
33	1	治山整備	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
34	1	各市町において森林浴などレクリエーションができる森林の整備を行う。	×	○	記述を追加する	市町交付事業での対応が可能と考えます。 【対応箇所：Ⅱ-5-④】
35	1	ナラ枯れを引き起こすカシノナガキイムシの防除。進入すると防除しきれず、コストがかかるだけであるため、侵入を防ぐ対策をとってほしい。	×	○	対応済み	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えます。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】
36	1	身近な森林づくりのために、マツクイムシ被害地の再生を行う。	△	○	対応済み	マツクイムシ被害対策は、「保全すべき松林」に限定した対策となっており、対象範囲も限られております。「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能であり、対策範囲も拡大して対応できると考えます。 【対応箇所：Ⅰ-2-①】

みえ緑と森のきずな税（仮称） 税込活用想定事業案の積算内訳（1/2）

（単位：百万円）

区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量 （5年間）	事業費 （5年間）
基本方針1	① 土砂や流木を出さない森林づくり	県	1. 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定する「崩壊土砂流出危険地区」（約2,000箇所）のうち下流に公共施設等を抱える地区（150箇所）を対象に、5年間で、流木化するおそれのある溪流沿いの一定区域の森林について、伐採・搬出し、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 【積算】 ・年間実施箇所 30箇所 ・1箇所あたり面積 10ha ・1haあたり単価 1,000千円 $30\text{箇所}/\text{年} \times 10\text{ha}/\text{箇所} \times 1,000\text{千円}/\text{ha} \times 5\text{年} = 1,500,000\text{千円}$	150箇所	1,500
			2. 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 森林内の防災施設の機能強化のため、施設内に異常堆積した不安定土砂や流木を撤去し、下流域への流下を防止する。 【積算】 ・5年間実施箇所 100箇所 ・1箇所あたり単価 7,600千円 $100\text{箇所} \times 7,600\text{千円}/\text{箇所} = 760,000\text{千円}$	100箇所	760
	小計			2,260	
	災害に強い森林づくり	② 暮らしに身近な森林づくり	市町	1. 集落周辺の森林整備【市町交付金事業】 人家裏や通学路沿いの危険木の除去等を行う。（森林を有する27市町対象） 【積算】 ・1市町あたり平均年間実施箇所 10箇所 ・1箇所あたり単価 300千円 $10\text{箇所}/\text{年} \times 27\text{市町} \times 300\text{千円}/\text{箇所} \times 5\text{年} = 405,000\text{千円}$	1,350箇所
2. 荒廃した里山や竹林の再生【市町交付金事業】 暮らしの安全・安心を確保する観点から、放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 【積算】 ・年間実施箇所 100ha ・1haあたり単価 500千円 $100\text{ha}/\text{年} \times 500\text{千円}/\text{ha} \times 5\text{年} = 250,000\text{千円}$				500ha	250
3. 水源林等の公有林化【市町交付金事業】 水源地として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。 【積算】 ・対象市町数 5市町程度 ・1市町あたり（30ha） 15,000千円 $5\text{市町} \times 15,000\text{千円}/\text{市町} = 75,000\text{千円}$				150ha	75
小計				730	
基本方針1 計					2,990

みえ緑と森のきずな税（仮称） 税込活用想定事業案の積算内訳（2/2）

（単位：百万円）

区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量（5年間）	事業費（5年間）
基本方針2 緑・森・人の絆づくり	③ 森を育む人づくり	県	1. 森林環境教育推進体制整備 森林インストラクター等の資格者の養成や県独自の森林学習プログラムの作成を行い、市町が実施する森林環境教育を支援する。 【積算】 年間経費4,000千円×5年=20,000千円	—	20
		県	2. 森林づくり技術者の育成 森林づくり活動に新たに取り組もうとする人に一定レベル以上の技術を修得させるため、県が研修会を開催する。 【積算】 20回/年×200千円/回×5年=20,000千円	100回	20
		市町	3. 県産材を活用した学習机・椅子の配布【市町交付金事業】 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、小学校の1学年分の木製学習机・椅子を5年間で整備する。 【積算】 17,500セット×24千円/セット=420,000千円 （参考）小学校1学年の平均児童数 17,426人（H23）	17,500 セット	420
		市町	4. 小学校における森林環境教育の実施【市町交付金事業】 市町が実施主体となり、それぞれの実情に応じた森林環境教育を実施する。 【積算】 800回×150千円/学級=120,000千円 （参考）小学校の1学年の平均学級数 766学級（H23）	800回	120
		市町	【その他想定事業】 ・小中学校の教室内装の木質化 … 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、小中学校の教室内装を県産材で木質化する。 ・森林と都市住民との交流 … 都市部での植樹祭等や、都市住民と山村地域との交流など都市住民と森林をつなぐ取組を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「森を育む人づくり」に関する事業		
	小計			—	580
	④ 木の薫る空間づくり	県	1. 公共施設への木質ペレットの供給 ①-1の事業で撤出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給し、エネルギーとして有効活用する。 【積算】 400t/年×25千円/kg×5年=50,000千円	2,000t	50
		市町	2. 公共建築物等の県産材による木造・木質化【市町交付金事業】 公共施設等の県産材による木造・木質化を促進する。 【積算】 5施設/年×13,000千円/施設×5年=325,000千円（1施設1,000㎡を想定）	25施設	325
		市町	3. 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進【市町交付金事業】 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入を支援する。 【積算】 4施設/年×11,000千円×5年=220,000千円	20施設	220
		市町	4. 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄促進【市町交付金事業】 災害に備え、県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄を支援する。 【積算】 30棟/年×2,800千円/キット（材料費のみ）×5年 = 420,000千円	150棟	420
市町		【その他想定事業】 ・地域住民による木質バイオマス原料の収集活動支援 … 山村地域において地域ぐるみで住民が未利用間伐材等を収集し、チップやペレットに有効利用する地域活性化の取組を支援する。 ・家庭用木質ペレットストーブ等の導入促進 … 家庭用の木質ペレットストーブや薪ストーブの設置への助成を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「木の薫る空間づくり」に関する事業			
小計			—	1,015	
⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり	県	1. 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着物対策推進計画の重点区域等の海岸等において、県が流木等を回収・処理等する。 【積算】 5海岸/年×4,000千円/海岸×5年 = 100,000千円	25海岸	100	
	市町	2. 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援【市町交付金事業】 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を助成する。 【積算】 25団体/年×500千円/団体×5年 = 62,500千円	125団体	63	
	市町	3. 公園や学校校庭等の緑地整備【市町交付金事業】 都市部における公園や学校校庭などの緑地化を促進する。 【積算】 4箇所/年×10,000千円/箇所×5年 = 200,000千円	20箇所	200	
	市町	【その他想定事業】 ・漁民の森づくり活動など水や緑の環境を守る住民提案事業 … 漁民による広葉樹植栽活動や、都市住民による森林づくり活動など住民から提案を募り、採用した事業を支援する。 ・森林総合利用のための歩道等の整備 … 森林浴など癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道設置やベンチ設置等を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「地域の身近な水や緑の環境づくり」に関する事業			
小計			—	363	
基本方針2 計				—	1,958
運営経費			【税制度運営に要する経費】 1. 賦課徴収に要する経費 市町の税システム改修経費等 20,000千円/5年 2. 第三者委員会運営に要する経費 80,000千円/5年 （内訳） 委員会の運営 2,000千円/年×5年=10,000千円 関連データ管理 5,000千円/年×5年=25,000千円 効果検証のための調査（研究所） 9,000千円/年×5年=45,000千円	—	100
総計				—	5,048

みえ緑と森のきずな税（仮称）の広報活動について

（平成 24 年 11 月現在）

I これまでの取組（H24.9月～11月）

- 説明会での説明 75 回（2,497 人）
- イベント等での周知、チラシの配布等 99 回（19,385 人）
- 「森林づくりニュース」の県内コンビニ・ショッピングセンターでの配布 3 回（約 6 千部）
- チラシのコンビニ・ショッピングセンターでの配布（約 2 千部）、回覧板による各戸回覧（約 6 万 6 千世帯 伊賀市・名張市）
- ホームページ・フェイスブック等による情報提供

II 今後の予定（H24.12月～H25.3月）

1. 周知活動等での広報

(1) 県民への説明

- ・ 主婦などの女性層や子育て世代層等、県民に対し、丁寧な説明を行っていくほか、税導入への理解の促進を図るため意見交換会等を行います。
【説明会等 26 回】（女性グループの集会等、周知の場についてさらに調査中）

(2) イベント等での周知

- ・ イベント等、人が集まる機会をとらえてチラシの配布等周知活動を行います。
【周知活動 13 回】（周知の場についてさらに調査中）

2. 紙面による広報

(1) 新聞への掲載

- ・ 伊勢新聞へ税導入検討の経緯や税の仕組み、使途案等について掲載します。
【全面広告 1 回（12 月下旬）】
- ・ 主要 6 紙の「広報みえ」欄へ掲載します。【広報みえ 1 回（1 月下旬予定）】

(2) フリーペーパーへの掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパーに掲載します。
【広告掲載 7 誌（約 45 万世帯）（1 月上旬）】
- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布され、主婦層の読者が多いフリーペーパーに掲載します。【広告掲載 1 誌（約 2 万 5 千部）（1 月上旬）】

(3) 広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへ税導入検討の経緯や税の仕組み、使途案等について掲載します。
【県政だより 1 月号、2 月号、3 月号（予定）】

(4) その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行します。（毎月 1 回）
- ・ 回覧板でチラシの回覧を行います。（市町への照会中）

3. テレビによる広報

(1) 三重テレビでの放送

- ・ 県政番組を利用して広報を行います。【番組 1 回（1 月）】

(2) ケーブルテレビでの放送

- ・ 広報CMを放送します。【CM 28 回以上（1 月～）】

4. ラジオによる広報

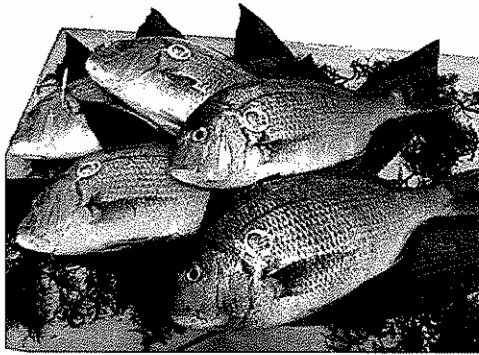
(1) FM三重での放送

- ・ 広報CMを放送します。【CM 20 回（12 月中旬～）】
- ・ 番組でお知らせします。【番組 2 回（12 月下旬、1 月中旬）】

5. その他

- ・ 森林フォーラムを開催して森林づくりや税導入への理解の促進を図ります。（3 月）
- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して随時情報提供を行います。

伊勢まだい

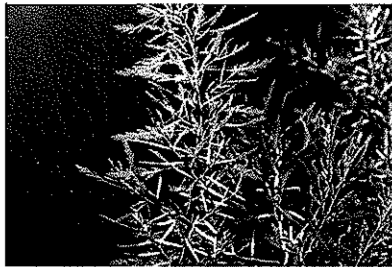


三重の特産品を餌に
育てられた養殖マダイ

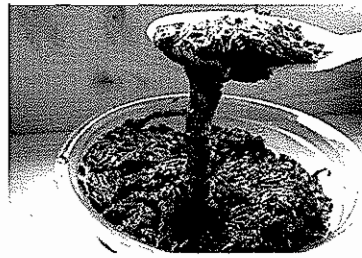


10月5日 於:松阪市 キックオフ大会

アカモク



海中に繁茂するアカモク



茹刻みアカモク



パックして販売

塩辛

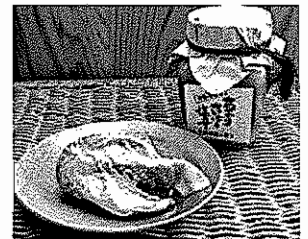
(しよっから)



塩蔵で作られる魚の塩辛

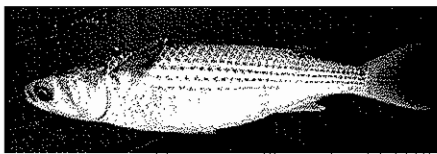


ウルメイワシの塩辛

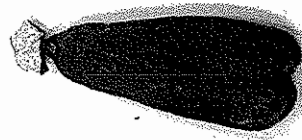


食べやすく改良された塩辛製品

ボラ



卵を持ったボラ 9月~11月



カラスミ



すり身から作った薩摩揚げ

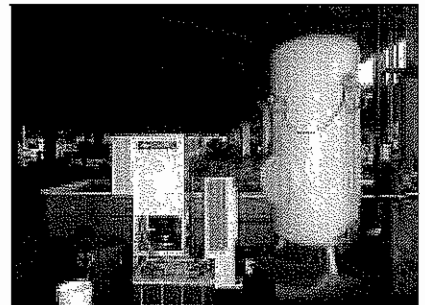
魚の新たな
地域内流通



従来の冷蔵流通



微細(0.1 μm)な氷粒子
(ナノアイス)



ナノアイス製造プラント